

<様式>

金融庁総務企画局政策課金融税制室 税制改正要望 意見募集担当 御中

平成22年度税制改正要望に係る御意見

提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)	在日米国商工会議所 (担当者) 渉外室 日本政府担当者 伊地知 徳子
住所 (企業・団体の場合は所在地)	〒106-0041 東京都港区麻布台 2-4-5, メソニック39MTビル10階
電話番号	03-3433-7358 (渉外室代表)
FAX番号	03-3433-8454
電子メールアドレス	nijichi@accj.or.jp

<御意見>

提出者名	在日米国商工会議所
題目	欠損金繰越期間の延長を通じた景気回復の促進
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目: 法人税法) ②地方税(税目:)
iii)関係法律条項	法人税法第57条
iv)御意見の詳細	在日米国商工会議所(ACCJ)は、企業に欠損金の繰越が税務上認められる期間を現行の7年から無期限に延長することを日本政府に要望する。また、繰越期間の延長にあたり、過去数年間に生じた欠損金についても遡及適用することを進言する。遡及適用が認められれば、近年欠損金が累積している会社、特に現在の不況下でも継続して投資を行ってきた会社にとっても恩恵を受ける機会が広がり、繰越期間延長の景気刺激効果を最大限引き出すことが可能になるだろう。
v)措置を必要とする期間	遅くとも2008年1月1日以降開始事業年度より
vi)理由(必要性・妥当性)	景気の先行きが不透明な時代では、投資の見返りの実現が欠損金の繰越期間を経過するまで生じない可能性があり、この場合、企業は投資活動を躊躇する可能性がある。なぜならば、税法上の繰越期間の制限により利用できなくなる欠損金が生じる場合、将来発生する利益が単に当初投資の回収であるにもかかわらず納税を要することとなるからである。欠損金を長期にわたり効果的に利用できる環境は、経済の安定、景気の早期回復、そして雇用と成長への投資回帰を促す上で非常に重要な経済手段である。欠損金繰越期間の迅速な延長は、大企業および中小企業の双方に恩恵をもたらすほか、現在の経済環境で黒字化するには一層長い期間を要するであろうハイテクや起業ベンチャーにとって特に効果的であると思われる。 欠損金繰越期間の延長を、過去に生じた損失についても遡及適用することができればさらに効果的と考えられる。例えばバイオベンチャーの場合、最近上場した企業のほとんどで損失計上が続いており、繰越期間延長の遡及適用はこれらに代表されるベンチャー企業の救済に大いに役立つほか、ベンチャー企業に資金提供する投資家側の投資マインド改善によってベンチャー投資の活性化が期待される。(最近ACCJ会員向けに

	<p>実施したアンケート結果によると、75%超の会員が遅くとも2008年1月1日以降開始事業年度に生じた損失に対して繰越期間延長を適用すべきであると回答しており、日本企業も同様の意見を有しているものと考えられる。）</p>
<p>vii) 効果(期待される効果・税収の減収見込額)</p>	<p>本件税制改正によって、革新的産業への投資の増加、雇用の拡大の促進、欠損金を有効活用する機会の提供を通じた企業(特に中小企業)の支援、そして国内外の投資を誘致する上での日本の競争優位性の向上が期待される。</p> <p>欠損金の繰越期間延長には、日本の対内直接投資を増加させる効果も期待できる。現在日本は7年という魅力に乏しい繰越期間によって他国との競争上不利な立場に置かれている。英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、香港、シンガポールなどはいずれも無期限の繰越を認めている。米国の繰越期間は20年である。</p> <p>欠損金の繰越期間延長は景気刺激策であると同時に、政府にとっては当面の税収減を伴わない経済政策である。少なくとも今後7年間は追加的な財政負担が生じない上に、長期的視野に立った経済的投資判断が今促進されれば今後の経済成長につながり、その後の税収増が期待できるものと思われる。</p>
<p>viii) その他参考となる事項</p>	<p>(添付資料)</p> <p>① ACCJ意見書「欠損金繰越期間の延長を通じた投資の促進と景気回復の推進」</p> <p>② (社)日本経済団体連合会, 欧州ビジネス協会 (EBC), ACCJ 共同提言、「欠損金の繰越期間延長および繰戻還付の復活・延長の早急な実行を求める共同提言」</p> <p>③ 2009年8月に会員企業向けに行ったアンケート結果</p>